離婚問題情報誌　せとぎわ・タイムズ　　２００９．６．２５．NO.１１

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所　E-mail:info@setogiwa.com　Web:www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4　702 号　Tel:06-6946-9505

ⓘ離婚の原因を作った人が「離婚したい」と言ったときは？

離婚の原因はさまざま。離婚に至るにもいくつかのパターンがあります。

☑家庭内別居（同居している夫婦の交流・会話がない・・時には親子間にもない）
☑夫婦の別居（子どもがいる場合、子どもは母または父のいずれかと同居）
☑別居後、妻または夫が、子どもを育てることや、生活費・養育費負担に無関心
☑別居後、妻または夫が、法律上の夫婦以外の異性と同居
（これが固定化・長期化すると「重婚的内縁」と呼ばれるものになります）

離婚の原因を作った人からの離婚請求は戦後の長い間、認められていませんでしたが、最高裁判所は**昭和 62 年 9 月 2 日**、初めてこれを認める判決をしました。夫婦の一方または双方が、共同生活を続けていく意思を決定的に失い、共同生活の実態がなく、その回復の見込みがまったくない状態であるとしたら、戸籍上だけの結婚を続けさせることはかえって不自然であると判断したのです。

ただし、裁判所は離婚の原因を作った人からの離婚請求を認めるのに条件をつけました。その条件とは、次の３つです。

1. 夫婦の別居が、その夫婦の年齢・同居期間と比べて相当の長期間であること
2. 夫婦の間に独り立ちしていない子どもがいないこと

その上で、
3. 離婚の原因を作った人から離婚を請求される相手方が、離婚をすることによって精神的・社会的・経済的に苦しい状態に置かれるなど、社会常識から考えてとても許せない、という事情がないこと

ⓘ３つの条件について考える

1. について：「相当の長期間の別居」とはどれぐらいの期間なのか？

「５年」とする案が有力でしたが法制化されていません。⇒裁判官の判断によって変わるということです。年齢がどのように考慮されるのかも疑問です。

2. について：離婚さえしなければ子どもの養育費は確保されるのか？

離婚はしていないけれど片方の親が養育費を負担しないというケースもあり、離婚はしたけれど約束どおり養育費を払い続けるというケースもあります。

3. について：相手方の受けた経済的不利益はどのようにつぐなわれるのか？

離婚請求に対して離婚しないことにこだわった相手方が、財産分与や慰謝料の申立てをしなかった、でも離婚は認められた、というとき問題が残ります。

ⓘ昭和６２年９月の裁判の背景と行方は？

妻は苦労しました。

結婚１２年後、夫の不貞を原因とする別居。別居後生活に困った妻は、夫から（生活保障のために）「処分してもかまわない」とされていた家を売って生活費にあて、その後は実兄の家に一部屋を借りて人形製作の技術を身につけて自活。

別居から **2 年後**、夫は離婚の訴えを起こしましたが、裁判所は「離婚の原因を作った者からの請求は認められない」として棄却しました。

さらに **30 年後**、夫は離婚調停を申し立てましたが不成立となり、再び裁判に訴えました。地方裁判所、高等裁判所とも離婚の訴えを棄却し、最高裁へ。

昭和６２年９月、最高裁判所は先ほどの３つの条件を示し、「さらに審理を尽くす必要がある」として事件を高等裁判所に差し戻しました。

差戻しを受けた東京高等裁判所は、平成元年１１月２２日、夫に対して妻に慰謝料１５００万円・財産分与１０００万円、合計２５００万円を支払うよう命じて、離婚請求を認める判決を言い渡しました（当時、夫７７歳、妻７３歳）。

その後の裁判では、６２年９月に最高裁判所が示した３つの条件が揃わないときでも「その他一切の事情」が考慮され、離婚が認められた例があります。３つは絶対条件ではなく、代表的な考慮条件であるということのようです。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail:info@setogiwa.com　Web:www.setogiwa.com